

支 払 基 金
平成 2 8 年 3 月 4 日

医薬品マスターの改定について

今般、平成 2 8 年度診療報酬改定に伴う薬価基準改定により、下記のとおり医薬品マスターを公表しましたのでお知らせします。

記

1 改定の概要

医薬品コードの収載数：20,615コード

- (1) 医薬品マスターに新規収載した医薬品コード（65コード）
- (2) 医薬品マスターから廃止した医薬品コード（520コード）

2 留意事項

- (1) 「表面麻酔薬（OA）」及び「歯又は顎単位に使用する特定薬剤」に係る医薬品コードは、改めて公表する予定です。
- (2) 輸血用血液製剤（解凍人赤血球液を除く。）につきましては、今回の改定から、輸血料の算定において基準となる容量を「項番 21：注射容量」に設定しています。

3 その他

診療報酬改定に伴うマスターの改定内容は、[「平成 2 8 年 基本マスターに関する変更情報」](#)をご確認願います。